

# topics

## 未成年でも加害責任を免れない自転車事故!! 高額な賠償判決や逮捕され実刑となるケースも発生!

自転車の関係する事故は、その多くが自転車のルール違反により発生しています。警察庁が発表した「平成25年中の交通事故の発生状況」によれば、2013年の自転車乗車中の死傷者数は120,529人で、その64%は自転車の運転者に原因があり安全不確認(23.7%)、動静不注視\*(11.6%)、交差点安全進行義務違反(10.3%)などの違反がありました。

実際に、自転車の運転者が加害者になった裁判で高額な賠償判決が言い渡されたり、逮捕されて有罪となったりするケースも少なくありません。

小学5年生の児童が運転する自転車が猛スピードで坂を下る途中で歩行者に衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故の損害賠償に対する判決が言い渡されました(2013年7月、神戸地裁)。その判決内容は「1」～「4」のどれでしょうか。

1. 当事者が小学生なので賠償責任なし。
2. 自転車と歩行者の双方とも交通弱者であり、怪我をさせた自転車側が損害の一部を支払い(約1,500万円)。
3. 自転車に過失があるが、自動車とは異なるので過失分を割り引いて賠償(約4,500万円)。
4. 慰謝料なども含め、自動車事故並みの金額を賠償(約9,500万円)。

●事故を起こせば自転車も刑事上と民事上の責任が発生  
自転車ですら事故を起こしても、大したことはないかと安易に考えている人がいます。しかし自転車は「軽車両」であり、事故で相手に怪我をさせたり、死亡させてしまった場合、自転車の運転者は、道路交通法違反や過失致死傷罪など刑事上の責任が問われます。自転車に重大な過失があれば、重過失致死傷罪として5年以下の懲役もしくは禁錮または100万円以下の罰金が科せられる場合もあります(表1)。

民事上でも、事故によって発生した損害を賠償しなければなりません。自転車に信号無



視や一時不停止、右側通行などの違反があれば、その責任はさらに重くなります。これは未成年者でも同様です。

設問の神戸地裁で判決のあった事故は、2008年9月22日の午後6時50分頃、神戸市の住宅街にある歩道と車道の区別がない坂道で発生しました。当時小学5年生の児童が20～30km/hの速度で坂を下っていた際、友人と散歩をしていた被害者の女性に気づかずに衝突。弾き飛ばされて転倒した女性は頭を強打し、現在も意識不明の状態が続いています。この結果、神戸地裁はスピードを出して坂を下っていた児童の前方不注視が事故の原因と認定し、慰謝料や将来の介護費用など9,521万円の賠償金の支払いを児童の親に命じています。

●自転車は車両であるという認識を徹底させましょう  
自転車のルール違反による事故が減らず、過失を厳しく抱える傾向にあり、自転車事故にも自動車事故並みの責任を求めるケースが増えています。万一の備えとして自転車保険への加入が不可欠となっています。また、生徒が事故の加害者とならないためにも、自転車はクルマと同じ車両であるという認識を徹底させ、交通ルールを守って安全運転に努めるよう指導することが重要です。

表1 自転車が加害者となった裁判の判決事例

事故の概要	自転車の運転者に対する判決
自転車を運転中の男性が信号を無視して交差点に進入。青信号で横断歩道を左から渡ってきた女性に気づき、ブレーキをかけたが間に合わずに15km/h～20km/hの速度で衝突。女性は転倒して頭を打ち、5日後に脳挫傷で死亡。	重過失致死罪で禁錮2年、執行猶予3年 (東京地裁・刑事訴訟、2010年11月12日判決) 4,746万円の賠償命令 (東京地裁・民事訴訟、2014年1月28日判決)
小学5年生の児童が夜間、歩道と車道の区別のない坂道を20～30km/hの速度で下っていた際、前方不注視により道路の路肩寄りを歩いていた女性と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識不明となった。	9,521万円の賠償命令 (神戸地裁・民事訴訟、2013年7月4日判決)
自転車を運転する無職の少年が、信号を無視して猛スピードで交差点に進入。青信号で直進してきたバイクの側面に突っ込んで転倒させ、バイクを運転していた男性は死亡。	重過失致死罪で禁錮1年、執行猶予3年 (大阪地裁・刑事訴訟、2013年7月3日判決)
自転車を運転する男性が、信号機や横断歩道のない片側2車線の道路を無理に横断。急に右側から飛び出してきた自転車を避けるため、右側車線を走行していたワゴン車が左にハンドルを切り、そのワゴン車を避けようとした左側車線のタンクローリーが歩道に乗り上げて歩行者2人が死亡。	重過失致死罪で禁錮2年の実刑 (大阪地裁・刑事訴訟、2011年11月28日判決)

\*動静不注視：相手の存在をあらかじめ認識していたにもかかわらず、「危険ではない」と判断して相手の動静の注視を怠ること。